

国東市規則第 15 号

国東市景観条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国東市景観条例（平成 31 年国東市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項の規定による事前協議は、国東市景観計画区域内行為事前協議書（様式第 1 号）（以下「事前協議書」という。）により行うものとする。

2 次条第 2 項の規定は、事前協議書の提出について準用する。

(景観計画区域内における行為の届出)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出は、国東市景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該各号に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為 景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。）第 1 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる図書

(2) 条例第 11 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為 次に掲げる図書

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの

エ その他参考となるべき事項を記載した図書

3 国の機関又は地方公共団体が届出を要する行為をしようとするときの通知は、国東市景観計画区域内行為通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(適合の通知)

第 4 条 市長は、第 3 条第 1 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合していると認めるときは、適合通知書（様式第 4 号）によりその旨を当該届出をした者に対し通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、法第 18 条第 1 項本文に規定する期間を経過していない場合であっても、当該届出に係る行為に着手することができる。

(勧告又は命令)

第 5 条 法第 16 条第 3 項の規定による勧告は勧告書（様式第 5 号）、法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による命令は命令書（様式第 6 号）により行うものとする。

(完了届)

第 6 条 条例第 17 条の規定による届出は、国東市景観計画区域内行為完了届（様式第 7 号）に位置図及び完了後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

(公表)

第 7 条 条例第 16 条第 1 項の規定による公表は、国東市公告式条例（平成 18 年国東市条例第 3 号）第 4 条に規定する方法、その他の方法により行うものとする。

- 2 市長は、条例第 16 条第 2 項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与える旨その他必要な事項を勧告公表通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内（法第 18 条第 1 項の規定に反し、又は違反するおそれがあると市長が認める場合は 5 日以内）に、勧告の公表に対する意見書（様式第 9 号）により意見を述べなければならない。

（身分を示す証明書）

第 8 条 法第 17 条第 8 項の証明書は、様式第 10 号によるものとする。

（景観重要建造物の指定の提案）

第 9 条 法第 20 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定の提案は、景観重要建造物指定提案書（様式第 11 号）により行うものとする。

（景観重要建造物の通知等）

第 10 条 法第 21 条第 1 項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第 12 号）により行うものとする。

- 2 法第 21 条第 2 項に規定する標識は、景観重要建造物指定標識（様式第 13 号）によるものとする。
- 3 前項の標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。
- 4 法第 27 条第 3 項において準用する法第 21 条第 1 項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（様式第 14 号）により行うものとする。

（景観重要建造物の現状変更）

第 11 条 法第 22 条第 1 項の規定による許可の申請をしようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第 15 号）に省令第 9 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する図書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請が、当該建造物の良好な景観の保全のため必要があると認め当該行為を許可するときは、その旨を、景観重要建造物現状変更許可（不許可）通知書（様式第 16 号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（景観重要樹木の指定の提案）

第 12 条 法第 29 条第 1 項の規定による景観重要樹木の指定の提案は、景観重要樹木指定提案書（様式第 17 号）により行うものとする。

（景観重要樹木の通知等）

第 13 条 法第 30 条第 1 項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第 18 号）により行うものとする。

- 2 法第 30 条第 2 項に規定する標識は、景観重要樹木指定標識（様式第 19 号）によるものとする。
- 3 前項の標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。
- 4 法第 35 条第 3 項において準用する法第 30 条第 1 項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書（様式第 20 号）により行うものとする。

（景観重要樹木の現状変更）

第 14 条 法第 31 条第 1 項の規定による許可の申請をしようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第 21 号）に省令第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規

定する図書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請が、当該樹木の良い景観の保全のため必要があると認め当該行為を許可するときは、その旨を、景観重要樹木現状変更許可（不許可）通知書（様式第 22 号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（審議会の会長及び副会長）

第 15 条 国東市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第 16 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（審議会の庶務）

第 17 条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

（会長への委任）

第 18 条 前 3 条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

—様式は省略—